

65歳以上の皆さんへのお知らせです

介護保険料

◇ 介護保険料が決定しました

65歳以上の方の介護保険料は基本月額が4,908円から5,162円(254円増)となります。

この保険料は、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を目指すとともに、介護保険制度における給付サービスの確保を図るため策定した第7期介護保険事業計画(平成30年度～32年度)に基づいて決定したものです。

詳しくは、右の表をご確認ください。

◇ 通知書は7月中旬に発送します

保険料段階の介護保険料は、本人と世帯員の前年の所得状況によって決定され、7月中旬に発送する「介護保険料納付通知書」でお知らせします。

【問い合わせ】
町税務課課税グループ
☎ 73-7505

【表】平成30年度 介護保険料

段階区分	割合	対象基準	年間保険料
第1段階	基準額の0.5倍	生活保護を受給されている方、老齢福祉年金受給者でその世帯全員が住民税非課税の方、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	30,900円
第2段階	基準額の0.75倍	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が年額120万円以下の方	46,400円
第3段階	基準額の0.75倍	世帯全員が住民税非課税で第1・第2段階に該当しない方	46,400円
第4段階	基準額の0.9倍	住民税課税世帯で本人が非課税、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	55,700円
第5段階	基準額	住民税課税世帯で本人が非課税、第4段階に該当しない方	61,900円
第6段階	基準額の1.2倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が120万円未満の方	74,200円
第7段階	基準額の1.3倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が120万円以上200万円未満の方	80,400円
第8段階	基準額の1.5倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が200万円以上300万円未満の方	92,800円
第9段階	基準額の1.7倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が300万円以上の方	105,200円

資産割を廃止し、賦課方式を4方式から3方式へ変更しました。

また、資産割の廃止により所得割の税率を見直しますが、積立金を活用することで、低所得者に係る軽減判定基準の拡充と併せて、被保険者の負担軽減を図りました。

税率が変わります

国民健康保険税

【平成29年度】

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
所得割	8.1%	2.1%	1.5%
資産割	25.0%	4.0%	3.0%
均等割	24,000円	7,000円	7,000円
平等割	30,000円	8,000円	8,000円
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円

【平成30年度】

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
所得割	8.5%	2.2%	1.5%
資産割	廃止	廃止	廃止
均等割	24,000円	7,000円	7,000円
平等割	30,000円	8,000円	8,000円
課税限度額	580,000円	190,000円	160,000円

【低所得者世帯への軽減判定基準の拡充】

軽減対象となる所得の基準	軽減割合	改正点
世帯の所得が33万円	7割	改正なし
世帯の所得が33万円+27万5千円×(被保険者数+※特定同一世帯所属者数)	5割	基準額を改正(27万円→27万5千円)
世帯の所得が33万円+50万円×(被保険者数+※特定同一世帯所属者数)	2割	基準額を改正(49万円→50万円)

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療へ移行された方で、移行後も継続して同一世帯に属する方です。

○平成30年度の納税通知書は、7月中旬に送付予定

【8月から】主な改正内容をお知らせします

介護保険制度改正

【問い合わせ】

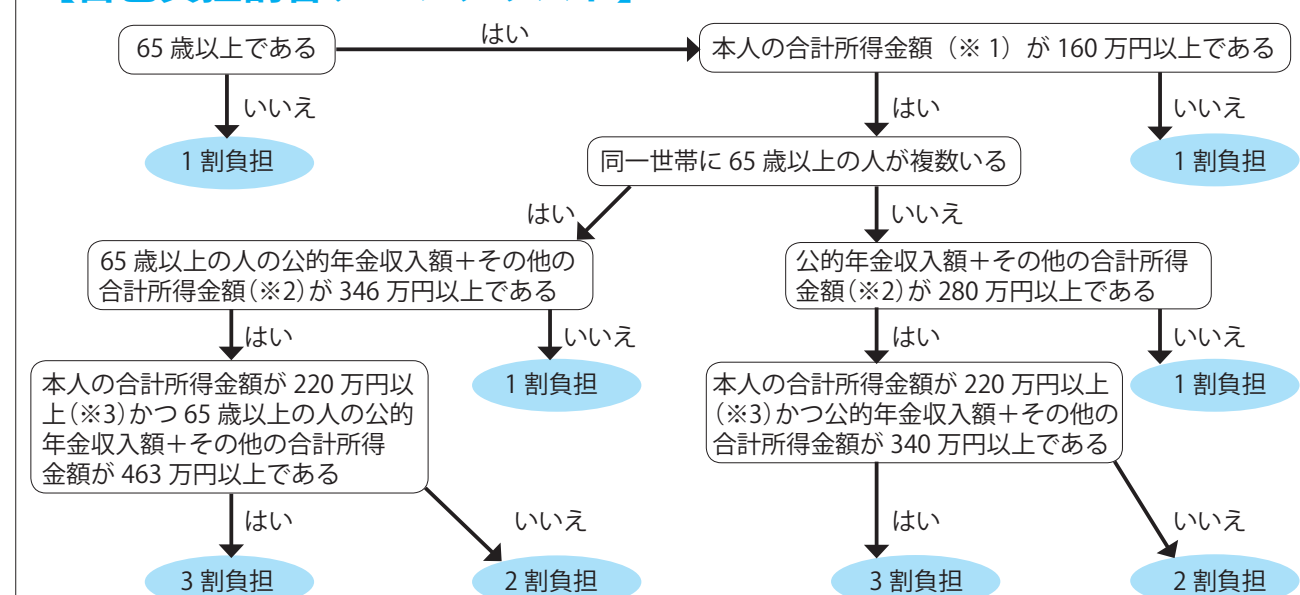
町福祉課高齢者・介護グループ
☎ 73-7507

◇ 65歳以上で、所得が高い人の介護サービス利用料の負担が3割になります

65歳以上の人(第1号被保険者)で、合計所得金額が220万円以上、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯340万円以上、2人以上の世帯463万円以上の場合、介護サービスを利用する際の自己負担が3割になります。

要介護・要支援認定を受けている方には「介護保険負担割合証」が交付されています。8月からの負担割合は7月下旬に送付する新しい負担割合証でご確認ください。

【自己負担割合チェックリスト】



- ※1 収入が年金だけであれば、年金収入280万円以上の方が、合計所得金額160万円以上になります。年金以外に所得がある場合は、その金額も関係します。
- ※2 その他の合計所得とは、年金以外に所得がある場合、その所得金額のことをいいます。
- ※3 収入が年金だけであれば、年金収入344万相当以上の方が、合計所得金額220万円以上になります。年金以外に所得がある場合は、その金額も関係します。

※上記のチェックリストに関わらず町民税非課税の方は1割負担になります。

◇ 高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額が変更になります

【改正前】

区分(年収)	限度額
課税所得145万円以上	67万円
課税所得145万円未満	56万円
町民税非課税世帯	31万円
町民税非課税世帯(年金収入80万円以下)	19万円

【改正後】

区分(年収)	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円
課税所得145万円未満	56万円
町民税非課税世帯	31万円
町民税非課税世帯(年金収入80万円以下)	19万円

◇ 福祉用具貸与の適正価格が公表されます(10月から)

要介護認定を受けた人は、月々の利用限度額の範囲内であれば1～3割の負担で福祉用具を借りることができます。これまで貸与価格は福祉用具事業者が自由に設定していましたが、10月からは商品ごとに上限額が設定されます。福祉用具事業者には、商品の「全国平均貸与価格」と「その事業所の貸与価格」の両方を提示することが義務付けられます。

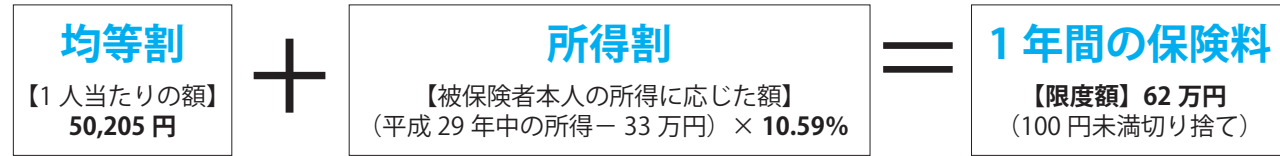
保険証（被保険者証）一斉更新の季節です

後期高齢者医療制度

【問い合わせ】
町住民保健課国保グループ
☎ 73-7508

◇7月に保険料額をお知らせします

【平成30年度保険料の計算方法】



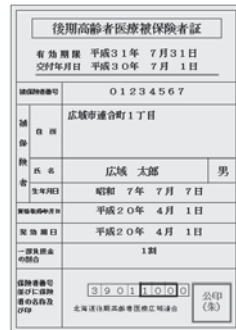
- 1年間の保険料の上限額は62万円
- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料を軽減
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算
- ※保険料のお支払いが困難な場合は、町税務課課税グループ(☎73-7504)にご相談ください。
- ※災害、失業などにより所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

【所得とは】
前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額などを引いたもの

【保険料のお支払い方法】
「年金からのお支払い」と「口座振替」から選ぶことができます。
口座振替を希望される方は、町税務課課税グループにお問い合わせください。

◇保険証が新しくなります

現在お使いの保険証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月以降は使えなくなります。7月中に新しい保険証を郵送しますので、届きましたらお持ちの保険証（黄色）を破棄して、新しい保険証（桃色）をお使いください。
※新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日です。



※保険証を紛失したときや、汚れたときは再交付しますのでお申し出ください。新しい保険証の色は「桃色」です。

◇減額認定証も新しくなります

現在お使いの限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月以降は使えなくなります。今まで認定を受けたことがある方で、引き続き減額認定証の交付対象となる方には、保険証とともに減額認定証を郵送します（申請手続き不要）。8月1日からはお持ちの減額認定証（橙色）を破棄して、水色のものをお使いください。（有効期限は保険証と同じく1年間）



※新たに減額認定の対象となる方（下記の交付対象に該当する方）には申請書をお送りしますので、町住民保健課国保グループに申請してください。新しい減額認定証の色は「水色」です。

減額認定証の
交付対象は
「住民税非課税世帯」
※【I】と【II】に区分

区分II	世帯全員が住民税非課税世帯で区分Iに該当しない方
区分I	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合は、その受給額が80万円以下の方です。 ○高齢福祉年金を受給されている方

70歳以上の方の所得区分と限度額が一部変わります

◇高額療養費の限度額が見直しされます

高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

【表1】7月までの高額療養費の限度額

所得区分	1カ月の自己負担限度額（※1）	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	(医療費総額 - 267,000円) × 1% + 80,100円 (44,400円) ※2
一般	14,000円 ※3	57,600円 (44,400円) ※2
住民税非課税世帯	区分II	24,600円
	区分I	15,000円

（※1）月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

（※2）多数該当（過去12ヵ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。

（※3）8月1日から翌7月31日までの1年間の外来の自己負担限度額合計の限度額は、144,000円となります。

（※4）平成30年8月から、現役並み所得者のうち、現役I・IIの方が高額療養費の適用を受ける場合「限度額適用認定証」が必要です。



【表2】8月からの高額療養費の限度額

所得区分	1カ月の自己負担限度額（※1）	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	現役III 課税所得 690万円以上	252,600円 (医療費総額 - 842,000円) × 1% + (141,000円) ※2
	現役II ※4 課税所得 380万円以上	167,400円 (医療費総額 - 558,000円) × 1% + (93,000円) ※2
	現役I ※4 課税所得 145万円以上	80,100円 (医療費総額 - 267,000円) × 1% + (44,400円) ※2
一般	18,000円 ※3	57,600円 (44,400円) ※2
住民税非課税世帯	区分II	24,600円
	区分I	15,000円

【問い合わせ】
町住民保健課国保グループ ☎ 73-7508

◇高額介護合算療養費の限度額が見直しされます

高額介護療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

【表3】高額介護合算療養費の限度額

所得区分	現行	8月～	
		現役III【課税所得 690万円以上】	現役II【課税所得 380万円以上】
現役並み所得者	67万円	212万円	141万円
一般	56万円	現役I【課税所得 145万円以上】67万円（改正なし） 56万円（改正なし）	
住民税非課税世帯	区分II	31万円	31万円（改正なし）
	区分I	19万円	19万円（改正なし）

【表】行政サービス制限内容

全 般	○物品などの購入 ○機械器具の借り上げ ○町広告掲載
医 療	○特定不妊治療費助成
福 祉	○高齢者生活支援（除雪サービス） ○家族介護者特別支援 ○無年金者生活支援給付金支給 ○障がい者除雪サービス
産 業	○農業振興資金利子助成 ○農村景観緑肥推進 ○農業6次産業化支援 ○中小企業振興資金融資および利子、保証料補給 ○中小企業原料等高騰関連融資利子および保証料補給
住環境	○人にやさしい住宅助成金 ○若者移住促進事業助成金
環 境	○住宅用太陽光発電システム設置費補助
教 育	○芸術文化振興奨励金

町では、納税意識の向上と滞納の防止を図るとともに、行政サービスの提供に係る受益と負担に関する不公平感を解消するため、町税等を滞納した場合、行政サービスの一部制限を行っています。

◆制限される行政サービス
申請時に納期限を過ぎた未納税（料等）がある、左表の行政サービス

※左表に記載した内容のほか、滞

町税等とは…

町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、継立地区特定環境保全公共下水道事業受益者負担金、個別排水処理施設受益者分担金および使用料、給食費

納により制限となる行政サービスもあります。

町税等の滞納により行政サービスが制限されます

国民健康保険被保険者証の様式が変わります

国民健康保険制度の改正により、国民健康保険被保険者証の様式が以下のように変わります。また、被保険者証と高齢受給者証が一体型の1枚のカード（被保険者証兼高齢受給者証）に変更となります。

現在ご使用中の被保険者証および高齢受給者証の有効期限は、7月31日をもって満了となります。

7月中に新しい被保険者証および被保険者証兼高齢受給者証を郵送しますので、8月1日よりそちらをお使いください。

【問い合わせ】
町住民保健課国保グループ
☎ 73-7508

【現 行】

国民健康保険被保険者証	有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日 記号 栗山 番号 〇〇〇〇 交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏 名 〇〇 〇〇 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 ○ 資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 世帯主名 〇〇 〇〇 住 所 北海道夕張郡栗山町〇〇丁目〇〇番地	
保険者番号 〇111098 保険者名 栗山町	町印

【改正後】

70歳未満の方	70～74歳の方
<p>① 北海道 国民健康保険被保険者証</p> <p>有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日 交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ② 適用開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>③ 記号 栗山 番号 〇〇 氏名 〇〇 〇〇 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 ○ 世帯主名 〇〇 〇〇 住 所 北海道夕張郡栗山町〇〇丁目〇〇番地</p> <p>④ 保険者番号 〇111098 町印 交付者名 栗山町</p>	<p>北海道 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証</p> <p>有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日 交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 適用開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ⑤ 発行期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ⑥ 一部負担金の割合2割（特例措置により1割）</p> <p>記号 栗山 番号 〇〇 氏名 〇〇 〇〇 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 ○ 世帯主名 〇〇 〇〇 住 所 北海道夕張郡栗山町〇〇丁目〇〇番地</p> <p>保険者番号 〇111098 町印 交付者名 栗山町</p>
<p>【変更内容】</p> <p>①国民健康保険被保険者証に北海道が追加表示 ②資格取得年月日が適用開始年月日に変更 ③記号および番号の表示箇所の変更 ④保険者名から交付者名に変更</p>	<p>【変更内容】</p> <p>左記①～④は同様 ⑤高齢受給者証を併合 ⑥高齢受給者証の発行期日と一部負担金の割合を表示</p>

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額認定証および限度額適用認定証）を申請により交付します

限度額認定・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を医療機関などの窓口へ提示すると、高額療養費用の適用を受けることができます。

70～74歳の方で、8月から減額認定証の交付対象となる方（※1）には、申請書をお送りしますので、町住民保健課国保グループへ申請してください。

※1 同じ世帯の世帯主および国保被保険者が、住民税非課税または現役並み所得者のうち課税所得が145万円以上690万円未満の方です。

町税納期限

納税は便利な口座振替をご利用ください。

7月31日（火）

- 国民健康保険税 ①期
 - 介護保険料 ①期
 - 後期高齢者医療保険料 ①期
 - 固定資産税 ②期
- 納付書は7月10日ごろ発送

コンビニ納付ができます！



【課税内容に関する問い合わせ】

町税務課課税グループ ☎ 73-7505

【納税に関する相談】

町税務課収納グループ ☎ 73-7506

まちを好きになるアプリ



広報くりやまを配信しています

ダウンロードはこちらから



町は、「マチイロ」による広報くりやまの配信をしています。普段、忙しくて広報紙をなかなか開けない方も、気軽に広報くりやまをご覧いただけますので、ぜひご利用ください。利用規約、プライバシーポリシーなど詳しくは、株式会社ホープ（☎092-716-0914）のホームページ（http://www.zaigenkakuho.com/platform）をご覧ください。

※「マチイロ」アプリの利用は無料ですが、通信費は各回線ごとの負担になります。
※広告が表示されますが、その内容に、栗山町は一切責任を負いません。